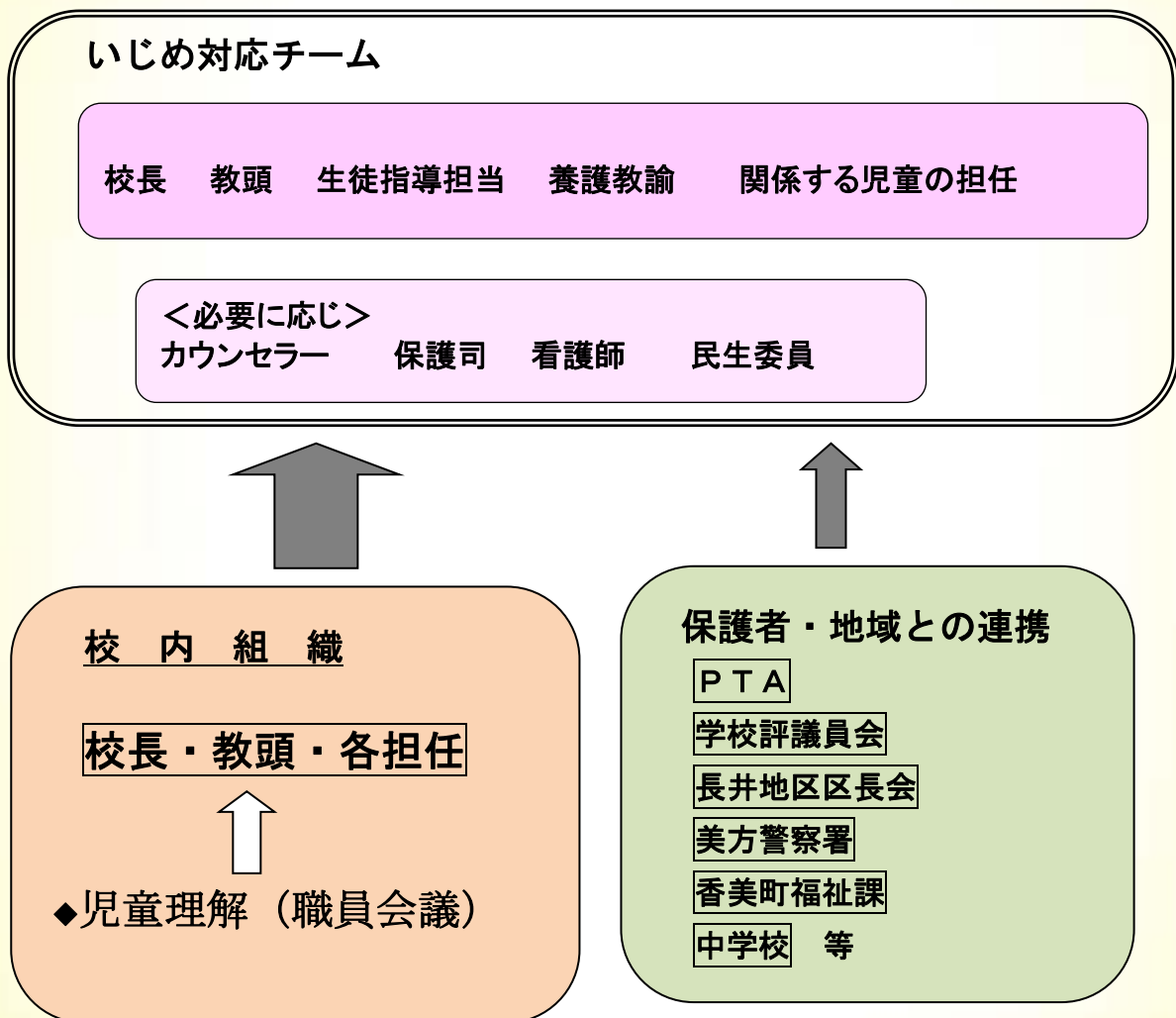


校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にやり、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 いじめ対策の基本は、児童一人一人をよく理解することである。全校生を全職員が理解していることが大事になる。月1回の「児童理解」の場で、細かい情報を共通理解していく。児童理解の場でいじめへの具体策が必要と判断されれば、「いじめ対応チーム」がその任に当たる。
- 5 児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

<いじめ対応チームの構成員>



※ 児童理解は毎月1回開催する。

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。

※ ネットを利用したいじめへの対応もしていく。